

京都市告示第351号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成30年10月12日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
黒杉 高之	黒杉鍼灸マッサージ院	上京区元北小路町162 サイトウビル301	平成30年10月1日
新宮 里美	黒杉鍼灸マッサージ院	上京区元北小路町162 サイトウビル301	平成30年10月1日
杉本 和雄	アルケル在宅鍼灸マッサージ	上京区主税町826番地28	平成30年9月7日
松尾 貞伸	松貞接骨院	東山区三町目29番地 ファーストハイムⅢ	平成30年9月12日
小原 昂	おはら鍼灸整骨院	下京区中堂寺壬生川町12 ハイツエコー103	平成30年9月11日
東 昌三	陽風マッサージ治療院	南区吉祥院中河原里西町26 シャルル葛野大路1階	平成30年9月12日
川田 欣弥	陽風マッサージ治療院	南区吉祥院中河原里西町26 シャルル葛野大路1階	平成30年9月19日
吉岡 良真	おかもと整骨院 洛南院	南区吉祥院観音堂町19 株式会社マツモト洛南店1号店舗	平成30年9月6日
喜多 一嘉	在宅マッサージ治療院オネスト	伏見区深草西浦町1-40 アヴォンリー1F	平成30年9月7日
糸井 真樹	在宅マッサージ治療院オネスト	伏見区深草西浦町1-40 アヴォンリー1F	平成30年9月7日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)